

## 座長代理の指名について

### 1. 趣旨

緊急事態・事故等により、急遽、座長が調査委員会出席不能となった場合に備え、座長より座長代理を指名していただくとともに、座長欠席の場合の調査委員会の審議手続きを整理しておくこととする。

### 2. 座長欠席時の審議手続き

- (1)座長欠席時には、自動的に座長代理が座長職を代行し、議事の運営・とりまとめを行うこととする。
- (2)ここで、座長欠席時の審議結果は暫定案とし、後日、座長に暫定案を報告し、暫定案について了解を経た後に正式な審議結果とする。
- (3)なお、暫定案の報告にあたって、座長より修正を指摘された場合には、指摘事項を踏まえた暫定案修正版を事務局で作成するとともに、それを委員全員に送付し、委員全員からの了解を得た上で、当該暫定案修正版を審議結果とする。この場合には、次の調査委員会において、当該暫定案修正版を報告することとする。
- (4)また、暫定案について了解を得られず、座長より再審議を要請された場合には、問題点を再整理し論点を絞った上で、次の調査委員会で審議を行うこととする。